

令和5～7年度運営指導における主な指導・注意事項（サービス共通）

項目	問題点	指導内容
運営規程・重要事項説明書	運営規程と重要事項説明書の内容の整合が取れていない。	<p>○ 重要事項説明書には「運営規程の概要」を記載するため、運営規程と重要事項説明書の整合を取る必要があります。運営規程で定めている事項は、重要事項説明書にも正確に記載してください。</p> <p>（指導の多かった事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の事業の実施地域 ・ 利用料その他の費用の額
運営規程	運営規程に記載すべき事項が記載されていない。 または記載内容に誤りがある。	<p>○ 運営規程に記載すべき事項が記載されていないため、必要な事項を正確に記載してください。</p> <p>（指導の多かった事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待防止の措置に関する事項が記載されていない ※虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法も記載してください。 ・ 利用料その他の費用の額が直近のものになっていない
重要事項説明書	重要事項説明書に記載すべき事項が記載されていない。 または記載内容に誤りがある。	<p>○ 重要事項説明書に記載すべき事項が記載されていないため、必要な事項を正確に記載してください。</p> <p>（指導の多かった事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料や利用者負担額を正確に記載してください。 (単位数・金額) ・ 利用料金の加算については現在算定しているものを記載してください。 ・ 通常の事業の実施地域を正確に記載してください。 ・ 事故発生時の対応を記載してください。 ・ 第三者評価の実施状況を記載してください。
変更の届出等	法令等で定める内容に変更があった場合に、変更から10日以内に変更届が提出されていない。	<p>○ 法令等で定める内容に変更があった場合は、変更から10日以内に変更届を提出してください。</p> <p>（指導の多かった変更内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 ・ 介護支援専門員 ・ 協力（歯科）医療機関

項目	問題点	指導内容
掲示	重要事項の掲示がされていない。 または掲示されている内容が最新のものではない。	○ 事業所の見やすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示してください。 また、最新の内容を掲示してください。
	ウェブサイトに掲載されている重要事項が最新のものではない。	○ 重要事項について、最新の内容をウェブサイト（法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム）に掲載してください。
秘密保持	個人情報の利用に係る同意が不十分。	○ 個人情報の利用に係る同意については、利用者の家族からも同意を得るようにしてください。
虐待の防止	「虐待の防止のための指針」の内容に不足がある。	○ 「虐待の防止のための指針」には、各サービスの解釈通知で示されている項目を盛り込んでください。
業務管理体制の整備	業務管理体制について、関係行政機関へ届出されていない。	○ 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出てください。 ○ 代表者や法令遵守責任者等、届け出た事項に変更があったときは、届出を行った行政機関に届け出てください。
処遇改善加算関連	加算要件を一部満たしていない。	○ 介護職員等処遇改善計画をすべての職員に周知してください。 ○ 処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表してください。 <u>（注）事業者は、介護職員等処遇改善加算の制度や法人が定めた支給方法を、職員に対し懇切丁寧に説明してください。</u>

※各事業所のサービスにより、指導内容が当てはまらないもの等ありますので、事業所において該当するものを参考としてください。